

BSE検査の徹底をお願いします！

～ 死亡牛の月齢等の確認を確実に～

- 最近、BSE検査対象死亡牛が家畜保健衛生所に届出されず、BSE検査がおこなわれないうまま化製場に搬出された事例が確認されました。
- BSE検査対象牛が死亡した場合、牛海綿状脳症特別措置法に基づき、県への届出とBSE検査が義務付けられています。
- 平成31年4月1日から、BSE検査の対象が変わっていますので、死亡牛の月齢等の確認を徹底していただくようお願いします。

【対象（平成31年4月1日以降）】

1. 96カ月齢以上の死亡牛

2. 48か月齢以上で、下記に該当する死亡牛（＊）

（生前に歩行困難、起立不能又は神経症状を主徴とする疾病（低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、ダウンナー症候群、頸髄症、変形性脊椎症、脳軟化症、癲癇、顔面神経麻痺、三叉神経麻痺、肩甲上神経麻痺、橈骨神経麻痺、腓骨神経麻痺、脛骨神経麻痺、その他の末梢神経麻痺）であると診断し、死亡し又はとう汰された牛）

3. 全月齢のBSEを疑う（特定症状を示す）牛（＊）

（＊）検案書作成時、診療獣医師に該当するか確認してください。

滋賀県家畜保健衛生所

（本所）近江八幡市西本郷町226-1

Tel:0748-37-7511, Fax:0748-37-4821

緊急携帯:090-3613-7486

◆（北西部支所）高島市今津町弘川249-1

◆ Tel:0740-22-2145, Fax:0740-22-6681

◆ 緊急携帯:080-6176-8052